

報告第354号

「文化行政の推進業務」における文化・芸術振興の状況等に関する区民アンケートの送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告について
(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

令和5年2月3日
生活文化政策部文化・国際課

1 事前一括承認基準の類型及び件名

類型5：通知書等の封入封かん委託

2 委託の件名

「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」策定支援業務委託

3 委託の内容

「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」の策定にあたり、世田谷区内における文化・芸術振興の状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、区民アンケート調査を外部委託により実施した。

発送業務においては、区が用意した宛名ラベルを委託先が受け取り、封筒に貼付し、アンケートを封入封かんした後、委託先が直接発送した。

なお、委託業務ではアンケートの集計及び分析業務を行っているが、当該アンケートは無記名方式で行っているため、集計及び分析業務において委託先は個人情報を取り扱わない。

4 対象となる個人の範囲

区の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の区民

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所
- ・委託先が本人から収集するもの
なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
なし

(2) 件数

3 , 0 0 0 件

6 委託先

株式会社文化科学研究所（封入封かん業務の再委託先：株式会社丸井工文社）

7 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし

8 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底されており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を確立している。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠可能なキャビネットで保管している。

9 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させた。

10 委託の開始時期及び期間

令和4年11月1日から令和5年1月10日まで

個人情報を取り扱わない集計及び分析業務は令和5年3月31日まで実施予定

報告第355号

「区民交通傷害保険業務」における区民交通傷害保険加入者への次年度案内文書送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告について
(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

令和5年2月3日
土木部交通安全自転車課

1 事前一括承認基準の類型及び件名

類型5：通知書等の封入封かん委託

2 委託の件名

区民交通傷害保険継続案内用発送物の宛名ラベル作成・貼付及び封入・封かん作業委託

3 委託の内容

区では、少額の保険料で加入でき、交通事故でけがをした際に入院や通院治療日数等に応じて保険金を受け取れる制度として、区民交通傷害保険(以下「保険」という。)の加入を受け付けている。

保険に加入した者に対しては、次年度の申込み開始時期に合わせて加入案内の通知を発送しており、通知に関する宛名ラベルの貼付及び封入・封かん作業を外部委託により実施した。

本件外部委託に係る業務の流れとしては、対象者の宛名データを保存した電磁的記録媒体を区から委託先に引き渡し、委託先が当該データから宛名ラベルを印刷のうえ、封筒に貼付した後、案内文等の書類を封入・封かんし、区へ納品させた。なお、封入した案内文等は全対象者で共有の内容で個人情報を含んでおらず、通知の発送は区が実施した。

4 対象となる個人の範囲

令和3年度に区民交通傷害保険への加入申込みを行った者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの
氏名、住所
- ・委託先が本人から収集するもの

なし

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

13, 168件

6 委託先

大輪印刷株式会社

7 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし

8 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底されており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を確立している。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠可能なキャビネットで保管している。

9 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させた。

10 委託の開始時期及び期間

令和4年4月1日から同年同月22日まで

報告第356号

「感染症予防業務」における個人情報の目的外利用及び新型コロナワクチン接種券の封入封かん業務に係る外部委託の報告について
(世田谷区個人情報保護条例第15条第2項該当事項及び答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

令和5年2月3日
住民接種担当部住民接種調整担当課

第1 個人情報の目的外利用について

1 報告の趣旨

区では、新型コロナウイルスワクチン接種(以下「ワクチン接種」という。)の対象者に対して、新型コロナワクチン接種券(以下「接種券」という。)を発送している。

この中で、療育手帳(以下「愛の手帳」という。)を所持している者は、国から基礎疾患を有する者として優先的にワクチン接種をすることができると示された。これを受けて、区では愛の手帳所持者の情報を利用し、優先的に接種券を発送する事とした。

また、DV被害者など、住民登録地において接種券を受け取れないことが明白な者の一部については、本人が確実に接種券を受け取れるよう、区で把握している居住先等の情報を利用して接種券を発送した。

愛の手帳所持者情報及び居住先等の情報を接種券発行に用いることは、個人情報の目的外利用となるが、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項第3号の「人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、目的外利用をすることについて緊急かつやむを得ないと認められるとき。」に該当するため、個人情報の目的外利用を行ったものであり、条例第15条第2項の規定に基づき報告する。

なお、同項の規定に基づき、本件報告の対象者に対しては、接種券発送の際に通知文を同封し、区が接種券発行に個人情報を目的外利用したことを通知している。

2 保有課及び保有課の業務の名称

(1) 保有課：障害福祉部障害施策推進課

業務名：高齢者・障害者保健福祉業務

(2) 保有課：各総合支所保健福祉センター生活支援課、各総合支所保健福祉センター保健福祉課

業務名：生活保護業務、高齢者・障害者保健福祉業務

3 利用課及び利用課の業務名称

利用課：住民接種調整担当課

業務名：感染症対策業務

4 対象となる個人の範囲

- (1) 愛の手帳を所持している区民
- (2) 住民登録地において接種券を受け取れない区民

5 利用した個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

氏名（通称名を含む。）住所、生年月日、整理番号（接種券番号）

(2) 件数

愛の手帳所持者情報 4,382人（障害福祉部障害施策推進課）

居住先等の情報 324人（各総合支所保健福祉センター生活支援課）

156人（各総合支所保健福祉センター保健福祉課）

6 利用方法

(1) 愛の手帳所持者情報

保有課から利用課が受け取った電子データを委託先に対して提供し、提供されたデータを基に、委託先が対象者の接種券を印字し、発送する。

(2) 居住先等の情報

保有課から利用課が受け取った電子データを委託先に対して提供し、提供されたデータを基に、委託先が対象者の接種券を印字し、利用課へ渡す。利用課は渡された接種券を保有課へ渡し、保有課から対象者へ接種券を発送する。

7 利用の時期

(1) 愛の手帳所持者情報

令和3年6月8日、令和4年5月19日

(2) 居住先等の情報

令和3年4月14日、同年5月24日、同年6月11日、令和4年1月19日、同年2月10日、同年4月15日、同年9月7日、同年10月27日、同年12月14日

第2 新型コロナワクチン接種券の封入封かん発送業務に係る外部委託の報告について

1 事前一括承認基準の類型及び件名

類型5：通知書等の封入封かん委託

2 委託の件名

新型コロナワクチン接種券等通知書類の印刷・接種券への印字及び封入封かん発送委託

3 委託の内容

接種券を発送するため、接種券等通知書類の印刷・接種券への印字及び封入封かん発送作業について、外部委託により実施した。

発送業務においては、宛名データを記録した電磁的記録媒体を委託先事業者が受け取り、接種券に印字し、封入封かんした後、委託先事業者が直接発送した。

4 対象となる個人の範囲

区の住民基本台帳に記載されている生後6か月以上の区民

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの

氏名(通称名を含む。)、住所、生年月日、接種券番号、予診票番号、ワクチン名、接種回数、Lot番号、接種日

- ・委託先が本人から収集するもの

なし

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

2,436,061件

6 委託先

株式会社JTB

7 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

8 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) JIS Q 15001規格に適合した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを作成し、役員及び全従業員がこれを遵守している。

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」を取得している。

9 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させた。

10 委託の開始時期及び期間

令和3年2月5日から令和5年3月31日まで

ワクチン接種が継続する場合、外部委託も終了せず継続する。

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合に関する報告について
 (児童相談所システムの構築)

令和 5 年 2 月 3 日
 児 童 相 談 所
 子ども・若者部児童相談支援課

諮問第 8 2 7 号「「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について」は、令和元年 8 月 2 7 日に開催された世田谷区情報公開・個人情報審議会において、「児童相談所システム導入後、実績について、当審議会に報告すること」を条件に承認された。

については、実績を以下のとおり報告する。

1 児童相談所システムの概要

平成 2 8 年の児童福祉法改正により、特別区も児童相談所を設置することが可能になったことを受け、区では、令和 2 年 4 月に児童相談所を開設した。

児童相談所の業務にあたり、効率的・安定的な運用及び管理、個人情報の保護のために児童相談所システム(以下「システム」という。)を構築し、児童相談所開設と同時にシステムを運用開始した。

2 導入後の実績について

(1) 東京都からの相談ケースの引継ぎ状況

区児童相談所開設により、世田谷区の児童について、従来の東京都児童相談所の管轄から区児童相談所が対応することとなったことに伴い、児童相談所開設前に東京都から区の児童に係るケース情報を引き継いだ。なお、ケース情報引き継ぎは滞りなく行われ、引き継いだ情報をもとに、ケースへの相談支援を行っている。

【東京都から区へ引き継いだケース数】

都から引き継いだ相談ケース数 (ケース記録の台帳件数)	7 1 2 件(うち被虐待相談 2 6 0 件) 令和 2 年 4 月 1 日時点係属中ケース数
--------------------------------	---

(2) 児童相談所開設以降の相談件数

児童相談所では相談受理したケースについて、すべてシステムへ情報入力し、業務管理している。開設以降の年度別相談受理件数について、次ページのとおり。

【年度別相談受案件数】

(単位：件)

相談内容		令和2年度	令和3年度	増減
養護相談	被虐待相談	1,652	1,698	46
	身体的虐待	325	274	51
	性的虐待	10	5	5
	心理的虐待	1,142	1,268	126
	ネグレクト	175	151	24
	その他相談	93	124	31
保健相談		0	0	0
障害相談		234	265	31
非行相談		70	61	9
育成相談		68	59	9
ことばの遅れ相談		0	0	0
その他の相談		15	26	11
いじめ相談		0	0	0
児童買春等被害相談		0	0	0
合計		2,132	2,233	101

(3) 区の一時的保護の状況

児童の一時的保護にあたっては、区一時保護所における一時保護のほか、都区間の一時保護所を相互に利用するなど、児童の安全確保の観点から迅速な対応を行っている。

一時保護所の入所状況

(単位：人)

	令和2年度			令和3年度		
	区の児童	他自治体の児童	合計	区の児童	他自治体の児童	合計
幼児 (2歳～5歳)	14	1	15	5	5	10
学齢男子	57	2	59	56	3	59
学齢女子	45	8	53	34	10	44
合計	116	11	127	95	18	113

一時保護委託の児童数

(単位：人)

	令和2年度			令和3年度		
	乳幼児	学齢児	合計	乳幼児	学齢児	合計
一時保護委託児童数合計	11	29	40	11	17	28
うち他自治体の一時保護所への保護委託	0	7	7	0	9	9
うち乳児院への保護委託	10	0	10	6	0	6
うち里親への保護委託	0	14	14	2	2	4
その他施設(医療機関等)への保護委託	1	8	9	3	6	9

一時保護委託とは、児童の一時保護を当該自治体の一時保護所ではなく、他の関係機関や施設等に委託することをいう。

(4) その他

児童相談所の運営状況について、開設以降の年度別実績を区ホームページにて公開している。

「環境学習・環境教育の推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

(環境出前授業実施委託にて取り扱う個人情報項目の一部削除)

令和5年2月3日

環境政策部環境・エネルギー施策推進課

1 主旨

諮問第962号「環境学習・環境教育の推進」における外部委託に伴う個人情報の保護措置については、令和4年2月18日開催の情報公開・個人情報保護審議会において、「委託で取り扱う個人情報の項目を精査し、ある程度、事業を実施した後に運用上の要否を検討した上で、審議会へ報告すること」を条件に承認された。については、実施状況を踏まえ検討結果について報告する。

2 実施状況

令和4年10月以降、区立小学校7校において環境出前授業を実施したが、講師(大学生等のボランティア)及び受講者(区立小学校の児童)から、個人を識別し得る発言(固有の体験談等)や思想信条等に関わる発言は見られなかった。なお、すべて学校内で実施し、オンラインによる実施実績はなかった。

3 報告内容

本事業の実施状況を踏まえ、委託で取り扱う個人情報の項目を精査した結果、「発言内容」を取り扱わなくとも十分に事業が成立することから、当該項目は不要であると判断し、以下のとおり削除する。

・委託で取り扱う個人情報の項目

変更前：委託先が本人から収集するもの

大学生等のボランティア

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学校・学部・学年等の所属、志望動機、肖像、発言内容

授業の受講者(区立小学校の児童)

肖像、発言内容

変更後：委託先が本人から収集するもの

大学生等のボランティア

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学校・学部・学年等の所属、志望動機、肖像

授業の受講者(区立小学校の児童)

肖像

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について
(市民参加型合意形成プラットフォームの試行導入)

令和5年2月3日
政策経営部政策企画課

1 主旨

諮問第991号「「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について」は、令和4年8月26日開催の情報公開・個人情報保護審議会において、「事業開始後に、事業の運用状況及び試行導入から本格実施への移行状況等について、当審議会に報告すること」を条件に承認された。

については、市民参加型合意形成プラットフォームの限定的な範囲での運用状況及び今後の運用について、以下のとおり報告する。

2 報告内容

(1) 委託の概要

より広範で多様な区民参加を促すため、デジタル技術を活用した新たな参加と協働の取組みとして、まずは令和6年度を初年度とする次期世田谷区基本計画策定の検討に際し、デジタルプラットフォームを試行導入し、若年層を中心により幅広い年齢層の区民参加を推進することを目的とするものである。

なお、デジタルプラットフォームの構築・保守管理業務を一般社団法人コード・フォー・ジャパンに委託した。

(2) 本プラットフォームの利用規約

別紙のとおり。

(3) 本プラットフォームにおいて取り扱う個人情報の取扱いについて

本サービスにおいて取り扱う情報は、利用規約第11条第1項第3号のとおり、利用状況の分析のため、個人を識別又は特定できない形式に加工した上で利用する場合がある。なお、このことについては、本サービスへの参加登録の際に利用者から同意を得るものとする。

(4) 運用状況

運用開始日

令和4年11月28日

登録件数(令和5年1月17日時点)

6件

運用内容

区民検討会議（ワークショップ形式）での議論（全3回）終了後も、オンライン上で区民検討会議委員と継続的な意見交換を開始した。

また、ステークホルダー意見聴取において各関係団体等からのオンライン回答フォームとして活用した。

（5）今後の運用について

引き続き、限定的な範囲での運用を行い、令和4年度の実施状況を踏まえ、令和5年6月の次期基本計画の骨子案に対する区民意見聴取においては、改正個人情報保護法及び改正後の個人情報保護条例の規定に基づき個人情報の保護に努めたいと、活用を図る。

世田谷区デジタルプラットフォーム利用規約

(目的)

第1条 利用規約(以下「本規約」といいます。)は、世田谷区(以下「当区」といいます。)が運営する世田谷区デジタルプラットフォーム(以下「本プラットフォーム」といいます。)及び関連サイト上で提供されるサービスの利用にあたり、本規約に同意の上、本プラットフォームに参加登録を完了した者(以下「利用者」といいます。)が遵守する事項を定めたものです。

2 本規約は、本プラットフォーム上で提供されるすべてのサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。利用者は、本サービスを利用することにより、本規約の全ての記載内容について同意したものとみなされます。

(定義)

第2条 本規約において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 事務局 当区及び一般社団法人コード・フォー・ジャパン

(2) 登録メールアドレス 本サービスを利用する目的で、利用者が本プラットフォームに登録したメールアドレスの情報

(3) パスワード 登録メールアドレスに対応して利用者が固有に設定する暗号

(4) 投稿 利用者が本プラットフォームに情報をアップロードする行為

(本規約の変更)

第3条 当区は、必要に応じて、本規約を予告なく変更することがあります。

2 変更後の利用規約は、当区が別途定める場合を除いて、本プラットフォーム上に表示した時点より効力が生じるものとします。

3 本規約の変更の効力が生じた後、利用者が本サービスを利用した際には、変更後の利用規約の記載全ての記載内容に同意したものとみなされます。

(個人情報の取り扱い)

第4条 利用者の個人情報の取り扱いについては、本規約第7条に基づき、適正に取り扱うものとします。

(参加登録)

第5条 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容に同意した上で、参加登録を行うものとします。

2 参加登録にあたっては、氏名、表示名(ニックネーム)、電子メールアドレス、ログインパスワード、性別、生年、職業、住所等所要事項につき、データを入力するものとします。

3 当区は、第2項の参加登録が行われた場合、第6条第2項に定める事由その他参加登録を認めることが適当ではないと判断する場合を除き参加登録を認めるものとし、その完了をもって参加登録の完了とします。

4 当区は、必要と認める場合には、予告なく、また、参加登録を行う者の同意なく、参加登録若しくはその完了のための手続を中断し、又は無効とすることができます。このことによって生じた損害(第三者に生じた損害を含む)等について、当区は一切の責任を負いません。

5 登録したデータに変更があったときは、利用者は、速やかに変更の手続をするものとします。

(退会及び登録の抹消等)

第6条 利用者が退会を希望する場合には、所定の方法により、退会手続を行うものとします。

2 当区は、利用者が次の各号に掲げるいずれかの行為を行った場合には、当区の判断によって、当該利用者の登録を抹消し、将来の参加登録も受けつけず、又は本サービスを一時的に利用させないこと(以下「登録の抹消等」といいます。)ができます。

(1) 登録メールアドレスが実在しない等、参加登録の内容に事実と異なるものがある場合

(2) 本規約に違反した場合

(3) その他、当区が不適切と判断した場合

3 前項の定めは、当区が登録の抹消等を行う義務を有するものではなく、当区は、利用者又は第三者に対して、登録の抹消等を行ったこと、又は行わないことによる一切の責任を負わないものとします。

（登録メールアドレス及びパスワードの管理）

第7条 利用者は、自分の管理に属する使用可能なメールアドレスを登録メールアドレスとして登録しなければならず、当該登録メールアドレスが自己の管理に属さなくなった場合は、自己の管理に属する使用可能な別のメールアドレスに速やかに変更しなければならないものとします。

2 利用者は、自己の登録メールアドレス及びパスワードの不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとします。

3 登録メールアドレス又はパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害（第三者に生じた損害を含む）等については、当区は一切の責任を負いません。

4 登録メールアドレス及びパスワードを第三者に知らされ又は不正使用されたときは、当該利用者は速やかにその旨を事務局に届け出るとともに、事務局の指示に従ってください。ただし、このことにより、利用者は免責されず、当区は責任を負うものではありません。

（利用環境の整備）

第8条 利用者は、本サービスを利用するために必要なあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。

2 利用者は、自己の利用環境に応じて、コンピューター・ウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。

3 当区は、利用者の利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

（禁止事項）

第9条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当区、本サービスの他の利用者、又は第三者のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (6) 不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
- (7) 他の利用者になりすます行為
- (8) 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (9) 当区、本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利又は利益を侵害する行為
- (10) 以下の表現を含み、又は含むと当区が判断する内容を本サービス上に投稿し、又は送信する行為
 - ・過度に暴力的な表現
 - ・露骨な性的表現
 - ・人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現
 - ・自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現
 - ・その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現
- (11) 以下を目的とし、又は目的とすると当区が判断する行為
 - 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当区が認めたものを除きます。）
 - わいせつな情報、児童虐待に結びつく情報を提供する行為又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - 他の利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
 - 当区、本サービスの他の利用者、又は第三者に不利益、損害又は不快感を与えることを目的とする行為
 - その他、本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
 - 布教活動、宗教的勧誘を目的とする行為
- (12) その他、当区が不適切と判断する行為

（本サービスにおいて取り扱う情報の取得）

第 10 条 当区は、適法かつ公正な手段により、次のような利用者データを取得します。

(1) 本サービスの利用者情報

取得する情報の種類：氏名、表示名（ニックネーム）、電子メールアドレス（アカウント ID）、性別、生年、職業、住所

取得方法：当区あてに所定の方法で本人が登録することにより直接取得

(2) 本サービスのウェブサイトへのアクセスによって機械的に取得される情報

取得する情報の種類：Cookie、端末情報、個別識別番号、ブラウザ情報、オペレーティング・システム、IP アドレス、位置情報、ページ閲覧ログ、アクションログ

取得方法：利用者が本サービスのウェブサイトへアクセスした際に取得（端末の設定により取得されないように設定している場合を除きます。）

(3) お問い合わせいただいた利用者の個人情報

取得する情報の種類：氏名、連絡先、問い合わせ履歴

取得方法：お問い合わせの際に本人より直接取得

2 事務局のプライバシーポリシーは以下に準拠します。

(1) 当区

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00201448.html>

(2) 一般社団法人コード・フォー・ジャパン

<https://www.code4japan.org/privacy-policy>

3 本サービスのウェブサイトへのアクセスによって機械的に取得される Cookie は、利用者が使用するブラウザの設定を変更することにより過去に保存された Cookie の削除及びその利用の拒否をすることができます。この場合においては、サービスが正しく作動しない場合もありますので、予めご了承ください。また、Cookie 等の設定に関する具体的な方法については、ブラウザの設定メニュー又はヘルプ等をご確認ください。

4 本サービスのウェブサイトへのアクセスによって機械的に取得されるアクションログは、ブラウザの Cookie を拒否する設定を行うことにより拒否をすることができます。

5 本サービスのウェブサイトへのアクセスによって取得した Cookie 及びアクションログは、本サービスの利用に伴い登録した情報と紐付け、本人を特定したうえで利用することがあります。

6 当区は、本条第 1 項第 2 号に定める情報の取得に以下の情報収集モジュールを利用しています。情報収集モジュールでは、個人を識別しない形で本サービスの利用に関する情報を収集しており、当該情報が利用者を特定するために使用されることはありません。

(1) 情報収集モジュール名：Google Analytics

(2) 提供会社：Google Inc.

(3) 提供会社のプライバシーポリシー及び情報収集モジュールのオプトアウトの URL：
https://support.google.com/analytics/topic/2919631?hl=ja&ref_topic=1008008

(本サービスにおいて取り扱う情報の利用目的)

第 11 条 当区は、前条第 1 項に定める利用者データを、法令等で定められている場合を除き、次の利用目的の範囲内でのみ利用し、その他の目的では利用しません。

(1) 本サービスを利用する際の認証（以下「ログイン」といいます。）の際に、同一の利用者によるログインかどうかを確認するため、メールアドレス、パスワード等の利用者の登録情報を利用します。

(2) 利用者にお知らせや連絡をする場合に、利用者のメールアドレス等を利用します。

(3) 本サービスの利用状況の分析のため、利用者の登録情報や行動履歴情報を、個人を識別又は特定できない形式に加工した上で利用することがあります。また、分析結果を公表することがあります。

(4) 本サービスのシステムの不具合への対応、その他維持管理に必要となる範囲で利用者の登録情報を利用することがあります。

(5) 利用者からのお問い合わせに対する場合に、利用者の登録情報や、利用履歴、過去のお問い合わせ履歴に関する情報を利用することがあります。

2 前条第 1 項に定める利用者データの分析等により、当区が作成したデータは、全て当区に帰属するものとしします。

3 当区は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。当区は、前条第 1 項に定める

利用者データを当該委託先に開示する場合、当該委託先においてこれらのデータが安全に管理されるよう、責任をもって監督するとともに、その遺漏・滅失等の防止に努めます。

（サービスの変更等）

第12条 当区は、必要に応じて、利用者に予告なく本サービスを追加、変更、中断、終了（以下「本サービスの変更等」といいます。）することができます。

（知的財産権）

第13条 本プラットフォームにおいて利用者が投稿した情報（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）は、投稿した利用者による権利化がなされないかぎり、共有財産（パブリックドメイン）として、他の利用者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

2 利用者は、本サービスに対して投稿した情報について、著作権人格権を行使しないものとします。

（投稿情報の削除）

第14条 当区は、本プラットフォームに投稿された情報が、次号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用者の同意なく、当該情報の変更又は削除をすることができます。

（1）本規約に反する内容

（2）法令に違反し又はそのおそれのある内容

（3）その他、当区が不適切と判断した内容

2 前項の定めは、当区が投稿された情報の変更又は削除する義務を負うものではなく、当区は、利用者又は第三者に対し、投稿された情報を変更又は削除し、又はしないことによる一切の責任を負わないものとします。

（利用者との連絡）

第15条 事務局は、利用者に対して、本規約の違反への対処等、本サービスに係る連絡を行う場合には、電子メールを用いて連絡することがあります。

（免責事項）

第16条 利用者は、自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。

2 本プラットフォームの内容は、予告なく変更される場合があります。また、本プラットフォームに掲載された情報が最新の情報ではない可能性があります。本プラットフォームに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、当区は利用者が本プラットフォームの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

3 利用者が本サービスを利用して投稿した情報に関する責任は、利用者自身にあります。当区は、利用者が本サービスを利用して投稿した情報の違法性、道徳性、信頼性、正確性等について一切責任を負いません。また、法令に定める場合を除き、当区は、利用者によって投稿される情報を監視、保存する義務を負いません。

4 利用者が他人の名誉を毀損した場合等他人の権利を侵害した場合には、当該利用者は自身の責任と費用において解決しなければならず、当区は一切の責任と費用を負いません。

5 前項において、当区に費用が発生した場合は、利用者が全ての費用を負担するものとします。

6 当区は、本サービスの変更等によって生じたいかなる損害についても、一切の損害の責任を負いません。アクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じた場合も同様とします。

7 利用者は、当該利用者に次に掲げる損害が生じた場合、当区が損害賠償責任を負わないことにあらかじめ同意するものとします。

（1）本サービスの利用又は利用の不能に起因する損害

（2）本サービスの変更等に起因する損害

（3）利用者が投稿した情報に起因する損害

（4）利用者間の紛争に関する損害

（5）その他本サービスの利用に関連して発生した損害

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 本サービスの利用並びに本規約の解釈及び運用は、日本国法に準拠するものとします。

2 当区と利用者との間に本サービス又は本規約をめぐって紛争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、東京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本規約は令和 4 年 11 月 28 日から施行します。

個人（区民等）とのメール送受信開始の検討状況について

令和5年2月3日
DX推進担当部DX推進担当課

1 趣旨

区は、個人（区民等）と連絡を行うに当たり、個人情報保護や情報セキュリティの安全確保の観点から、個人情報を扱う外部の電子計算機との回線結合の制限として、メールを利用することを原則として禁止してきた。一方で、電話やFAX、郵送だけではなく、メールを利用したコミュニケーションを要望する声が庁内外から多く寄せられている。

こうした状況を踏まえ、令和5年度から、個人（区民等）とのメール送受信を、一定の条件のもとに可能とすることを検討している。個人とのメールを、現在行われている庁内メールや事業者とのメールと区別して安全に管理するため、メール管理システム（クラウドサービス）を導入する。

については、個人（区民等）とのメール送受信に関して取り扱う情報や運用方法、今後のスケジュール等、現在の検討状況を報告する。なお、実施の際には、改正個人情報保護法及び改正予定の世田谷区個人情報保護条例の規定に基づき、適切に個人情報の保護を行うものとする。

2 個人（区民等）とのメール送受信で取り扱う情報について

メール送受信の際、以下の事項に関する情報の取扱いを禁止とする。

- (1) 個人情報（メールアドレスは除く。）等の重要性分類 の機密情報（個人情報のほか、区民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報）を送信すること。
- (2) 一般的な事実の伝達や事務連絡以外の情報を送信すること。
- (3) メールマガジンや案内などを大量一斉送信すること。
- (4) 各種申請や届出の受付や決定通知等（処分通知）の送信をすること。

電子的な手続は、世田谷区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則において、共同運営電子申請サービス又はマイナポータルで行うと定められている。メールによる申請受理等は、手続自体が無効の取扱いとなる。

3 想定される相手方

- (1) 事務連絡を要するが仕事等で開庁時間内に電話連絡をすることが難しい個人
例：町会自治会役員、実行委員会の区民委員、地権者や商店主等街づくり組織に参加する個人
- (2) 海外転出者や海外からの転入予定者
- (3) 聴覚障害者の方等、音声でのやり取りが難しい個人

4 メール管理システムの主な機能

- (1) 部署ごとにメールボックスの閲覧制限をする機能
- (2) 送受信したメールの内容を部署内で共有できる機能
- (3) メール送信時における他ユーザ（上長）による送信承認を付与する機能
- (4) 相手（メールアドレス）ごとに対応履歴を一覧化して確認することができる機能

5 利用所属について

個人（区民等）とのメール送受信を実施する必要性の高い所属からメール管理システムを導入し、メール送受信を開始する。メール管理システムを導入していない所属による個人（区民等）とのメール送受信は禁止とする。

6 運用方法

(1) 専用メールアドレスの発行

個人（区民等）とのメール送受信用として、メール管理システムを導入する所属には新たにメールアドレスを付与する（所属単位で付与）。

(2) メールアドレスの周知及び収集方法

現在、企業や他自治体等とメールをやり取りする場合と同様、口頭やメモ、名刺等で伝達する方法による。また、区ホームページでメールアドレスを公開する等、不特定多数へのメールアドレス公開は、当面の間行わない。

(3) その他問い合わせ窓口との関係について

せたがやコール、区長へのメールといった問い合わせ対応窓口のあり方は従前どおりとし、引き続き活用するものとする。

7 今後のスケジュール

令和5年3月10日	情報セキュリティ委員会に付議
3月末	製品選定（プロポーザル）
4月～	管理システム導入準備（庁内調整、ガイドライン作成、新メールアドレス（新ドメイン）作成、テスト検証、各所管課における運用準備等）
7月	サービス利用開始（調整中）

開示文書の電子データ（媒体）による交付について（報告）

令和5年2月3日
総務部区政情報課

1 現状

当区では、開示請求制度における開示請求者の費用負担について、手数料を無料とし、実費相当分のみ負担を求めている。また、実費相当分については、「世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示」（以下「告示」という。）（別紙）により対応している。

当区では現在、以下のとおり、原本が紙文書のものは紙文書でしか交付していないのが現状である。

（1）原本が紙文書の場合

当該紙文書に被覆箇所があれば被覆し、複写機でコピーしたものを交付している。（告示のとおり、単色1枚10円で交付している。）

（2）原本が電子データの場合

当該電子データに被覆箇所があれば被覆し、原則として複写機でコピーしたものを交付している。（上記（1）と同様、告示のとおり、単色1枚10円で交付している。）

当該電子データに被覆箇所がなければ、開示請求者の意向に応じ、CD-Rに複写したものにより交付することを可能としている。（告示のとおり、1枚100円で交付している。）

2 課題及び今後の対応等

23区のうち8区程度（千代田区、文京区、新宿区、墨田区、目黒区、港区、北区及び江東区）は、原本が紙文書のものを被覆し、複合複写機でPDFデータにしたうえで、CD-Rなどに複写したものを1枚100円などの金額で交付しているとのことで、世田谷区も電子データ（媒体）による交付に対応できないか意見が寄せられたところである。

今後、他区の取扱いなどの実施状況について照会し、メリット・デメリット（リスク）等を取りまとめて、改めて情報公開・個人情報保護審議会へ報告し、必要に応じた意見を聴くことを検討している。

世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示

平成13年10月1日告示第512号

改正

平成17年4月1日告示第303号

平成28年4月1日告示第271号

令和元年7月1日告示第124号

令和2年4月1日告示第331号

令和4年4月1日告示第350号

世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示

題名改正〔平成28年告示271号・令和4年350号〕

平成11年4月世田谷区告示第101号の全部を次のように改正する。

世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第15条第2項に規定する費用の額、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第46条第2項に規定する費用の額、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）第9条第1項及び第2項に規定する費用の額並びに世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第23条第2項に規定する費用の額は、次のとおりとする。

区分		金額
行政情報の種類	写しの作成の方法	
文書、図画及び写真	複写機による写し（単色）	1枚 10円
	複写機による写し（多色）	1枚 20円
電磁的記録（街づくり情報システムから出力したものを除く。）	印刷物として出力したもの（単色）	1枚 10円
	印刷物として出力したもの	1枚 20円

	(多色)		
	光ディスク等に複写したもの	1枚 100円	
電磁的記録(街づくり情報システムから出力したものを除く。)	印刷物として出力したもの (単色)	1枚 10円	
	印刷物として出力したもの (多色)	1枚 20円	
	光ディスク等に複写したもの	1枚 100円	
	録音テープに複写したもの	1巻(120分) 300円	
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分) 400円	
	電磁的記録(街づくり情報システムから出力したものに限る。)	印刷物として出力したもの (単色)	A4判以下のもの 1枚 100円
A4判を超え、A3判以下のもの 1枚 150円			
印刷物として出力したもの (多色)		A4判以下のもの 1枚 150円	
		A4判を超え、A3判以下のもの 1枚 300円	
技術的に困難なもの等外部委託を必要とするものの写し		実費相当額	
写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	

備考

- 1 文書、図画及び写真の写し並びにマイクロフィルム及び電磁的記録の場合において印刷物として出力したものは、A3判以下の用紙を用いるものとするが、A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 規格は、日本産業規格による。
- 3 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として計算する。
一部改正〔平成17年告示303号・28年271号・令和元年124号・2年331号・4年350号〕